

平成 25 年度 第 1 回 新潟市福祉有償運送運営協議会

平成 25 年 6 月 5 日（水）午後 2 時～

新潟市役所本館 6 階 第 1 委員会室

（司 会）

平成 25 年度第 1 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、私は新潟市福祉総務課の長谷川と申します。

本日はご多忙の中、委員の皆様にお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。はじめに、事務局から一言あいさつを申し上げます。

（福祉総務課長）

福祉総務課長の清水と申します。この協議会の事務局として今年で 5 年目となりますが、今年も課長として、昨年度に引き続きよろしく願いいたします。

本日は、委員の皆様、実施団体の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日の協議会ですが、12 登録実施団体の平成 24 年度の下半期の実績報告と、1 団体の更新申請に係る協議となっております。この福祉有償運送運営協議会ですが、平成 18 年に最初の登録申請をご審議いただきましてから、最初は 8 団体だったのですけれども、今回は 12 団体と。登録車両台数につきましても、現在は 75 台、登録会員 934 名となっております。台数では 25 パーセントの増、登録会員では 85 パーセントの増加となっております。これまで事業を進めてこられましたことは、委員の皆様、また実施団体の皆様のご協力のおかげでもあり、改めて感謝申し上げますとともに、障がい者や高齢者など公共交通機関の利用が難しい方にとっては必要不可欠な事業であると思っておりますので、今後ともこの事業の推進にご理解、ご協力をお願いいたします。

本日の協議会も長時間にわたることになるかと思いますが、ご審議のほどをよろしく願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

（司 会）

今回は平成 25 年度の最初の協議会となりますので、人事異動などにより、この 4 月から新しく委員になられた方のご紹介をいたします。

まず、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局の高橋義孝委員でございます。

新潟市福祉部高齢者支援課長の佐久間なおみ委員でございます。

4 月の人事異動により、事務局も替わりましたので、改めて紹介いたします。

先ほどあいさついたしました福祉総務課課長の清水でございます。

同じく福祉総務課課長補佐の丸山でございます。

企画管理係の養田でございます。

同じく福祉総務課企画管理係長の長谷川です。よろしくお願いたします。

新潟市では、5月下旬からさわやかエコスタイル運動ということで、ノー上着、ノーネクタイで仕事をしておりますので、皆様もぜひ上着を脱がれて、エコスタイルで会議を進めていただきたいと思います。

それでは、資料の確認をお願いいたします。本日使用いたします資料は、次第、更新申請(案)、福祉有償運送更新登録資料、実績報告書提出団体一覧のほか、実施団体から実績報告書が実績報告書団体一覧の順に12団体分配付してあります。以上でございますが、ご確認をお願いします。

特に不足等がないようでしたら、議事に入りたいと思います。

本日も会議録概要作成のため録音させていただきます。なお、ご発言される際にはお手元のボタンを押してからご発言されますよう、ご協力をお願いいたします。

本日は、五十嵐委員、島崎委員、広島委員の3名からご欠席の連絡をいただいております。富澤委員が遅れているようですが、現在のところ、16名のうち12名の委員の皆様がご出席されておりますので、規則第6条第2項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、松本会長より議事進行をお願いいたします。

(会 長)

それでは、議事に従いまして進めさせていただきます。

議事の1番目「福祉有償運送運行の更新登録申請について」ということで、NPO法人千草の舎さんにつきまして、登録期限が近づきましたので、更新申請についてご協議いただくものです。千草の舎さんは初めての更新ということで、最初の登録から2年で更新登録していただくというルールになっています。2回目からは3年ごとということです。事務局から申請内容の概要について説明していただきまして、補足があれば団体からお答えいただくことにしたいと思います。更新の場合については重大な事故などがなければ小委員会を開催しないということで、前回決めていただいておりますので、小委員会開催なしでこの場になっております。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの更新登録の申請につきまして、何か質問はありますでしょうか。

(遁所委員)

確認だけなのですが、24 ページの定款なのですが、第5条の②の法律なのですが、これは障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の総合支援法に変わっているのですが、3か月の縦覧手続後、定款が変更すると思うのですが、差し替えの準備は事務局でご指導されているのでしょうか。

(会 長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

これについては特にしていませんので、今のご指摘を踏まえて、今後指導していきたいと思っています。ありがとうございます。

(山内委員)

所有車両についてお聞きしたいのですが、日産のキャラバンはかなり年代が経っていると書いてあります。私も利用会員なのですが、車検には通っているので機能的には問題はないのだと思いますが、リフトなどで車いすの方のことを考えるとどうなのかという思いもあったので、このことについてどのようにお考えなのか、お答えいただければと思います。

(千草の舎)

今、法人ではキャラバンが危なくなってきているということで、車を変える準備がされています。6月下旬ごろ新しい車が入るので、それは大きな車ではなくて、軽自動車の後ろに車いすを載せられるスローパーを考えています。それと入れ替えて、それがきしだい、キャラバンは使用することをやめて、そちらを使用する予定なのですが、これの時期にちょうど間に合わなかったもので、とりあえず現状を報告しなければいけないということで、今回はキャラバンを載せていただきましたが、新しい車がきしだい、自動車の登録を変更したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

今の件についてはよろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

(和泉委員)

事務局に確認なのですが、運行管理の責任者の方の備えるべき資格というのは、11 ページの修了証明書でよろしいのでしょうか。

(会 長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

5両未満の場合は修了証で差し支えないかと思えます。

(会 長)

5両以下だから、修了証明証という、運行管理者の別のものがありましたね。それがなくてもいいということですね。

ほかにありますでしょうか。

千草の舎さんについては、後ほど、ほかの団体と一緒に3期の報告があるわけですが、そのときにお聞きしますが、事務局として、特に問題がなかったということですね。

(事務局)

はい。

(会 長)

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど申したように、最初の申請から2年で更新していただくということで、2年になろうとしているわけですが、特にほかにご意見、ご質問がないようでしたら、問題ないと思えますが、申請内容について協議が整ったということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、千草の舎さんから国への申請の準備をお願いいたします。

議事の二つ目に入りますが、福祉有償運送運行状況の実績報告になります。今まで何回も実績報告をしていただけてきましたが、各四半期の終了後に運行状況の実績を新潟市へ報告していただき、それについて運営協議会においても報告していただくというものです。これから12団体の皆さんから、平成24年10月から平成25年3月までの実績内容の提出を受けていますので、いつものように、事務局から説明していただき、必要があれば、団体の方にも発言していただくということで進めたいと思えます。12団体ということで数も多いわけですが、1団体あたりおよそ10分程度で議事進行させていただきたいと思っております。

表の順番のとおりですが、最初にフレンドランド福祉会さんについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ただいまのフレンドランド福祉会さんの実績報告について、ご質問はありますでしょうか。説明時間が短かったので、資料を見ていただきたいと思います。

見ていただいたかと思えますが、何か質問はございますでしょうか。

特にご発言はないようですが、よフレンドランド福祉会さんについてはよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。2番目の社会福祉法人中東福祉会さんにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの中東福祉会さんについて、何か質問はありますでしょうか。

(遁所委員)

参考のために教えていただきたいのですが、先ほどのフレンドランドさんもそうなのですが、例えば利用会員名簿を拝見しますと、社会参加や余暇外出などの主たる目的が多いのですが、個人的にいつも興味を持って思うのが、ぜひそうしてもらいたいのが、通所の支援をもう少し多くしてもらいたいと思っています。もしかすると、法人さんは通所支援をやっていると思うのですが、それも含めて、例えば余暇外出などに含めているのか聞いてみたいのです。実際に福祉有償運送の主な目的としてぜひ地域活動支援センターや就労系を持っている法人さんに、それぞれ福祉有償運送の事業所を立ち上げてもらって、自分たちの通所の支援を確保してもらったほうが効率いいと常々思っているものですから、前後して申し訳ないのですが、フレンドランドさんと中東福祉会さんに、自分の法人あるいは通所の利用について具体的にここに反映されているのかどうかを聞いてみたいと思います。

(会 長)

趣旨はお分かりでしょうか。私自身がよく理解できないところもあるのですが、最初に中東福祉会さんからお願いします。

(中東福祉会)

うちの同じ建物内に生活介護がありまして、そこを利用されている方の休日の余暇支援であったり、通院であったり有償運送を使った対応を、名簿に載っている数人ではありますが、対応させていただいています。

(会 長)

フレンドランド福祉会さんのほうはどうなのでしょう。

(フレンドランド福祉会)

今、中東福祉会さんからも話があったのですが、うちも同じような感じでやらせてもらっています。同じような対応をさせていただいています。

(遁所委員)

社会参加と書いてあるのが、実は通所も含まれるということですか。

(フレンドランド福祉会)

社会参加のほうが多いです。

(会 長)

私からですけれども、中東福祉会さんは、先ほどの説明ですと、20名の方が3月に退会されているということなのですけれども、どのような事情なのか。説明できる範囲内でけっこうですから、どのような状況であったのか、少し説明していただけますか。

(中東福祉会)

会員名簿には名前も載っているのですけれども、1年以上利用がない方を対象に退会していただいて、利用がないと、状況の把握が難しいので、退会していただいて、また利用がある場合は新規で会員登録していただきたいということです。

(阿部委員)

今のことに関連してですけれども、15歳の通学の方が退会されていらっしゃるということは、卒業したからということでしょうか。24ページの退会された方の旧の68番、15歳の方なのですけれども、「通学等」と書いてあったのですけれども、学校を卒業されて利用しなくなったのかと受け止めましたが、それでよろしいのですか。

(中東福祉会)

そうです。

(阿部委員)

分かりました。会長がおっしゃったように、急に20人も少なくなったので、どうしてなのかなど思っていました。

(佐藤委員)

保険と車検の含むというのがついているのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

先ほど説明しなかったのが、申し訳ありませんでした。車両の運行台数自体は変わっていないのですが、車両が変わったということで、今回、つけさせていただきました。台数は変われば変更登録ということで出していただくのですが、台数は変わらないで車両の入れ替えということでしたので、報告という形で変わった内容をつけさせていただきました。

(佐藤委員)

変わった内容で、平成25年4月1日までの保険なのですね。

(事務局)

保険の内容は平成25年4月です。これは、第三四半期においていただいたものですので。

(佐藤委員)

そのときにいただいたということですね。

(会 長)

ほかにかがでしょうか。

中東福祉会さんについての報告はこれでよろしいでしょうか。

それでは、報告を受けたということで、次に進ませていただきます。3番目ですが、社会福祉法人更正慈仁会さんにつきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの更正慈仁会さんにつきまして、何か質問はございますでしょうか。

ただいまの更正慈仁会さんについてはよろしいでしょうか。

では、ご質問もないようですので、次に進めさせていただきます。4番目になりますが、社会福祉法人中蒲原福祉会さんにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの中蒲原福祉会さんにつきまして、ご質問があればお願いいたします。

特にないということよろしいでしょうか。

では、ただいまの中蒲原福祉会さんについて報告を受けたことにさせていただきます。

5番目に移りますが、社会福祉法人新潟太陽福祉会さんにつきまして、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの新潟太陽福祉会さんにつきまして、何か質問があればお願いいたします。

(阿部委員)

33ページですが、おれんじぼーとさんは利用会員がたくさんいらっしゃいますし、運転者もたくさんいらっしゃって、運行がなかなか大変だと思いますが、運転者の中にまだ資格のない方がお二人いらっしゃいますけれども、将来的には資格をとる予定がおりかどうか、質問させていただきます。

(新潟太陽福祉会)

33ページの42番と43番の方だと思います。法人として何らかの資格、それはヘルパー2級であったり、そういった資格の取得は進めております。42番と43番は入って間もないので、これから何かしらの資格は取るように勧めていくところです。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。

(海藤委員)

17 ページの報告書の中では、事故はありませんとなっていますけれども、再発防止の取組みで、車間距離に……これはどのような意味でしょうか。

(会 長)

再発防止の取組みについて、もう少しご説明願いたいということです。

(新潟太陽福祉会)

17 ページの福祉有償運送事故報告書なのですが、事故はなくて、その下の再発防止への取組みという、この前の文は消し忘れです。申し訳ありませんでした。

(海藤委員)

今回何もないのに、再発防止という文言があったので。

(阿部委員)

前のデータの消し忘れだそうです。今回事故がないのに、ここに再発防止が書いてあるのはおかしいのではないかということですね。

(会 長)

この下のほうですね。では、この下のほうを消していただくということでお願いします。

(遁所委員)

先ほどの資格の関係で質問なのですが、おれんじぼーとさんや各福祉有償運送の事業所さんは移動支援を絡めたサービスで福祉有償運送をされていると思うのですが、資格がない人は移動支援をつけないで、福祉有償運送をしていると解釈していいのですよね。

(会 長)

その他のところの資格ということですね。

(遁所委員)

33 ページの先ほどの方たちです。

(新潟太陽福祉会)

この二人に関しては、うちの法人で福祉有償の講習を受けているのだけれども、実際に現場には入っていないと。同法人内の新潟太陽福祉会の中の別事業所の職員になるので、実際に移動支援の現場には入ってはいないけれども、福祉有償の講習だけを受けている状況の方になります。

(遁所委員)

では、載せる必要がないのではないですか。

(新潟太陽福祉会)

福祉有償の研修だけは受けているというところで載せていたかと思います。これは載せなくてもいいのでしょうか。

(会 長)

この2名の方は運転手をするところがあるということですよ。

(新潟太陽福祉会)

可能性がなくはないですけども、今のところ実際にはありません。

(遁所委員)

そのときは、移動支援をつけない運転になりますよ。

(新潟太陽福祉会)

もちろんそうです。

(会 長)

そうなるのですか。

(阿部委員)

なるべく早くとっていただかないと危険ですからね。

(新潟太陽福祉会)

分かりました。

(会 長)

それは福祉有償運送の講習を受けてから、最低限は満たされているのではないですか。

(阿部委員)

ヘルパーの資格がないと、移動のときのものごとがあつたら危ないということです。なるべく早くとっていただきたいと思います。

(遁所委員)

詳しく説明しますと、新潟市の単独事業のところ、地域生活支援事業の移動支援で福祉有償運送の乗降介助にあたる部分については、ガイドヘルパーの資格を持っている職員が運転した場合、30分の時間に限って算定が認められているということになっています。2時間あけない場合は、行きと帰りのところもちろん合計30分です。2時間あけてやると両方30分、30分とれるという制度です。最初の事業所8団体は十分熟知してやっているのですが、後で言おうと思っていたのですけれども、近ごろの新規の事業所の中には、福祉有償運送の最初の時間に1時間つけている事業所があります。これは行政から指導してもらいたいのですけれども、真摯に30分の時間を算定して守っていて、行きと帰り2時間あいていない場合は、最初と最後、実際は2時間くらいは実働しているにもかかわらず30分しか時間を算定できない現状があるのです。

例えばうちの法人や、千草さんもよくやっているのですけれども、ほかの法人のところから

来た利用者さんの中には、ほかの事業所は1時間つけているのに、おたくの法人は30分でいいのですかと言われるときがあってびっくりいたします。それというのは、同じ事業所のことをいうことではないのですけれども、ルールをきちんと守っていただきたいというのがあります。太陽福祉会さんの名簿についてですが、ヘルパーあるいは行動援護の資格がない場合は、もちろん福祉有償運送の仕事はできますが、実際にキロ20円とか30円の時間給が発生しない仕事はボランティアとして社会福祉法人の事業所は今やっておりませんので、どうなのかと問いただした部分です。

全体的に行政にお願いしたいのは、これは最後のその他の話題で提供で言おうと思ったのですが、けれども、福祉有償運送を申請しない事業所で、もぐりで福祉有償運送みたいなことをやっているところもあって、さらに、運転時間を算定しているらしいという事業所もあって、非常に不愉快な思いをしております。これはサービス提供事業所ではなく、相談支援専門員として相談業務をしている中で非常に嘆かわしいと思います。

(会 長)

少し難しいので、私は完全に理解できないところはありますが、事務局のほうは理解はよろしいですか。

(事務局)

障害者総合支援法に基づく地域支援事業の移動支援の話かと思います。

(遁所委員)

実は次のほのぼの西川さんにもつながることなのですが、実はほのぼの西川さんはキロあたり100円で算定していますが、これが本当にボランティア的なところなのです。私たち社会福祉法人の事業所は、このほかに移動支援の算定をもらっているのです。実績としてはキロ20円、30円で済ませている部分がございます。これは正直な話です。ですから、次のほのぼの西川さんの評議についてもそれを含んでいただいて検討していただきたいと思います。

(会 長)

ほかの委員の方々はよろしいでしょうか。

特に発言、ご質問がないようですので、新潟太陽福祉会さんについては報告を終わらせていただきます。

それでは6番目に入ります。社会福祉法人自立生活福祉会さんについて、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの自立生活福祉会さんにつきまして、質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、ただいま社会福祉法人自立生活福祉会さんにつきまして報告を受けたことといたします。

7番目に移りますが、NPO法人ほのぼの西川さんについて、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのほのぼの西川さんについて質問をお願いいたします。

(海藤委員)

運転者ですけれども、おおむね70歳ということで、70歳になったからすぐということではなくて、71歳でリタイアすることなのでしょうけれども、この名簿には70歳が2名いるわけです。この人がリタイアすると、なかなか対応できなくなるおそれはないのでしょうか。

(ほのぼの西川)

先回の報告会でも申し上げていたと思うのですが、この2名がリタイアした場合、今のところ補充の申込みがないものですから、実際にこの2名がリタイアした場合、我々の営業は不可能でございます。もしかすると来年の3月いっぱいこのまま廃業という形をとらざるを得ない状況でございます。会員についても新規入会を抑制している状況でございます。現在、おられる会員に関しても、できるだけほかに移っていただくか、入り次第何とか対応させていただきますという対応で、今のところ、会員さんには理解を求めているところでございます。

(会 長)

ご説明いただきましたが、いかがですか。

(海藤委員)

本人は70歳でも、元気でやってもいいのだけれども、たまたまガイドラインにおおむね70歳というのがあるので、やむなくリタイアすることですか。

(ほのぼの西川)

やむなくというか、先回にも話が出たのですけれども、おおむね70歳というのは何歳で辞めるのだという話が出たと思うのですけれども、それでうちとしては満71歳になった時点でリタイアさせていただくという形をとっております。本来であれば元気ですから、まだやってもらいたいのですけれども。

(海藤委員)

本人はやる気はあるけれども、たまたまた一つの規定だからと。

(ほのぼの西川)

この規定に基づいて71歳ということで線引きさせてもらっています。

(会 長)

ほかに質問はありますか。

ほかの方はよろしいでしょうか。それでは、ただいまのNPO法人ほのぼの西川さんについての報告を終わらせていただきます。

8番目に移りますが、社会福祉法人とよさか福祉会さんについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのとよさか福祉会さんについて、ご質問があればよろしくお願ひいたします。

(阿部委員)

運転者名簿の中で、9ページの3番の方が、平成25年6月6日、明日で有効期限が切れるのです。その下の1月12日は更新していましたね。21ページを見ると、6番は1月12日に切れて更新しておられたので、これは問題ないと思います。明日で免許が切れる方は期限切れにならないうちに更新していただきたいと思います。

(とよさか福祉会)

有効期限のほうは更新されているので、これは第四四半期の報告なので、有効期限の切り替えは終わっています。

(阿部委員)

3番の方も。

(とよさか福祉会)

はい。

(阿部委員)

この名簿だと、明日が期限になっていますので。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご質問がないようですので、ただいまの社会福祉法人とよさか福祉会さんにつきまして、報告を終わらせていただきます。

9番目に移ります。NPO法人いぶきの杜さんにつきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのいぶきの杜さんにつきまして、ご質問をお願いいたします。

特にご発言がないようですが、よろしいでしょうか。それでは、ただいまのNPO法人いぶきの杜さんについての報告を終わらせていただきます。

10番目に入りますが、NPO法人アクセシブルにいがたさんについて、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのアクセシブルにいがたさんについてご質問をお願いいたします。

(阿部委員)

運転者名簿の12ページの2番の方の免許有効期限が平成25年4月25日に切れておりますけれども、更新はされましたでしょうか。

(アクセシブルにいがた)

更新のほうはすでに終わっております。

(会 長)

更新はしてあるということです。

ほかにありますでしょうか。ほかにないようですので、ただいまのアクセシブルにいがたさんについて報告を終わりといたします。

11番目のNPO法人千草の舎さんにつきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまの千草の舎さんにつきましてご質問をお願いいたします。

特にご発言がないようですので、よろしいでしょうか。それでは、NPO法人千草の舎さんについての報告は終わらせていただきます。

最後になりますが、12番目のNPO法人こころ楽楽さんについて、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会長)

ありがとうございました。

ただいまのこころ楽楽さんについてご質問をお願いいたします。

(新保委員)

最初のページの欄外に、1件あたり220円、前回は466円とありますけれども、1件あたりの走行距離が11.4キロと。運送の対価は走行1キロあたり40円ですから、11.4キロを走ると440円くらいになると思うのです。前回は計算ができない点がおかしかったのですが、ほかの方のものを見ると、最初のところに書いてあるキロあたり単価で大体あっているのでしょうか。

(事務局)

説明させていただきます。こころ楽楽さんにつきましては、昨年8月に設立された法人として、単純にこの表計算だと、前月平均ということで、4月から9月までの平均を出すときに6月で割っているような形なのですが、こころ楽楽さんにつきましては、去年の8月に設立されましたので、前月の平均を出すにあたっては、本当は前月の数を2で割るべきでした。この表計算に基づいて出すとこのような形になるのですが、実際、計算方法は多分、純粋な平均ではないかと思えます。

(新保委員)

純粋な平均ではなかったら、表計算が出した数字がおかしいのだったら、直すのが普通なのではないですか。

(事務局)

申し訳ありませんでした。

(新保委員)

前回は前回としても、今回のものとしては何が正しいのですか。11.4キロで220円。運送の対価が1キロあたり40円だったら、走行キロだけでいけば440円くらいになる計算ではないですか。ほかのものをやってみると大体そういうふうになっているのです。走行1キロあたり、例えば30円だったら、かけ算してみると、すぐ前の千草の舎さんがやっているのもそうです。30円だから750円になるのです。

(事務局)

これは事務局の間違いです。申し訳ありませんでした。平成24年の第四四半期の利用料金の合計をご覧いただきたいのですが、4,230円、3,943円、4,449円とありますが、これは実際

の合計ではなくて、乗降回数の数字が入っているような形になります。

(新保委員)

こういうのは自分が分かるのだったら、正しい数を挙げてくるのが普通なのではないですか。

(事務局)

申し訳ありませんでした。今、計算し直しますので少々お時間をいただきたいと思います。

(会 長)

では、ほかにいかがですか。

(山寄委員)

利用者の利用目的が今回空欄になっているのですけれども、どのような利用のされ方をして
いるのでしょうか。

(会 長)

4 ページのところですね。利用会員の利用目的はどのようなことかということですが。

(事務局)

今日、こころ楽楽さんがまだ来られていないようなので、確認をこちらしておきます。申し
訳ございません。

(新保委員)

この方が来ておられないのですか。

(事務局)

そうです。

(山寄委員)

もう一つ事務局に、この名簿などを出していただいたときに、この空欄でも受け取るという
か、どんなですかとお聞きになられたほうがほうがよかったのではないかと思います。

(事務局)

事務局のほうで問い合わせをすべきでした。こちらは訂正してもう1回提出していただく形
にしたいと思います。

(事務局)

実績について計算し直しましたので報告します。運行距離数の合計が2万5,064キロです。
利用料金の合計が58万8,500円です。1件あたりの料金が423.7円、距離が18.0キロになり
ます。

(新保委員)

18キロを1件あたりの平均で走っているのを、走行1キロあたり40円とるのだったら720
円になるのではないですか。もっときちんとしてきたほうがいいのではないですか。

(事務局)

そうしましたら、運送の対価も含めて確認したいと思います。

(新保委員)

ということは、こころ楽楽さんで出てきたもの信憑性がないという意味にとれますよね。運送の対価も走行1キロあたり40円と書いてあるけれども、だんだん、そこも確かめてみるということであれば、まるっきりどうかしているという感じじゃないですか。今回だけのところは今回だけで正しければ、前期は前期でまた直すところは直せばいいのではないですか。平成24年度の第三四半期のところが、9万6,000円、9万7,000円とかというのが、平成24年の第四四半期の1、2、3ときたら、4,230円、3,943円と、どうなったのか分からないけれども、まるで違うということですよ。表計算が間違っているのですね。

(会 長)

今、事務局ではお手元に、例えば利用料金というのは確かめられないですか。

(事務局)

事務室にありまして、手元には。

(会 長)

それでは、今のご指摘のように、運行距離数であるとか、利用料金、もともとの利用料金の対価などを確認していただきまして、何らかの報告で通知していただきたいと思います。

(事務局)

そのようにいたします。申し訳ありませんでした。

(新保委員)

課長からも一言くらいあってもいいのではないですか。まるっきり信憑性がないみたいだから。

(福祉総務課長)

大変失礼しました。前から資料に関しては誤りがないようにということで言われておりました。大変申し訳ありません。この件につきましては、運行距離数と利用料金の欄で、乗降回数を間違えて入力ということでしたので、この表を作り直しまして、プラス利用料金1キロあたり40円というところを確認させていただきますので、その辺、修正版で送らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

(会 長)

それと、利用会員の目的が、今日の資料ですと空欄になっていますので、その確認もお願いいたします。

(事務局)

資料を送るときに併せて、その旨分かるような形でご報告したいと思います。

(会 長)

ほかによろしいでしょうか。

それでは、12 団体について報告を受けました。最後の NPO 法人 ころ楽さんについて事務局で確認していただいて、確認内容をもって委員の皆さん方に通知していただくようお願いいたします。

全般につきまして、委員の皆さんからご意見はございますでしょうか。

(鈴木委員)

先ほど遁所さんからご報告があつて、議事録の関係もあるということで、途中で切れてしまったのですけれども、多分、制度の根幹にかかわるようなことだと思いますので、市も含めて解説を。会長ですらお分かりにならなかったのです。私もよく分からなかったのですけれども、多分、大事なことが含まれているのだと思いますので、勉強不足かも知りませんが、すこしさを教えていただける範囲でお願いしたいと思います。

(会 長)

今、数名の方の手が挙がったのですけれども、ほかの方のご意見はいかがでしょうか。

(佐藤委員)

参考までにお聞きしたいのですけれども、福祉有償運送のところの保険というのは自動車保険で賄えると思っているのですけれども、例えば身障者の方が車いすをお使いになって、スロープから降ろす際のもは車を出ると思うのですけれども、そこから先、施設なり、動く際に、例えば溝にはまって転倒してけがをしたと。私たちのほうもそれに伴う保険をかけているのですけれども、そういった部分というのは、皆さん方どのような格好で対応されているのでしょうか。

私たちのように高齢になってきますと、トラック会館のほうに行きまして、運転の適性検査みたいなものを毎回やっているのですけれども、こういったものを見ていきますと、おおむね 70 歳という定義をしている中では、そういったものが必要なかどうか。局のほうの考えなどもお聞きしたいのですけれども、この 2 点をお願いします。

(会 長)

多くなってきたので、一つずつにいたしましょう。最初に、鈴木さんからご意見がありました。先ほどのことをもう少し分かりやすく説明していただきたいということです。

(遁所委員)

福祉有償運送については国土交通省の管轄になるかと思いますが、その部分については、このように運営協議会に諮っていただきながら進める話で、今日、無事に協議が終わったことにほっとしております。それがまず 1 点。

それと並行して、国土交通省のほうで自立支援法が廃止になって、この 4 月から障害者総合支援法というのができました。内容は自立支援法とほぼ一緒で、地域生活支援事業という中に

移動支援というのがあります。移動支援については新潟市の裁量でルールづくりができて、新潟市では制度として通学、通所については移動支援を週3回に限って認めるというルールをつくりました。このことにより、通学支援に多くの事業所が参入し、特別支援学校や通所にガイドヘルパーを利用していくことができるようになりました。新潟市の場合は公共交通機関がなかなか使いにくい。例えば小針のあたりでは横の線、新潟大学から新潟駅に行く路線はありますけれども、例えば小新から小針に出ていく線は少ないということで、そういうところから通所作業所に通うには、やはり公共交通機関よりも福祉有償運送、さらには南区、西蒲区という、特別支援学校に通うには福祉有償運送プラス移動支援が欠かせない社会資源となっているところではあります。

新潟市のルールでは、乗るときに移動支援をつけて、降りるときにまた移動支援をつけてもいいというルールがあります。それは30分であり、5分でも30分はつけられるのです。そういうところで人件費を出して、運転中は算出しないということになっています。これは国土交通省、厚生労働省で協議し、運転者が運転中はガイドヘルパーは算定しないという内容になっています。そういうところは運転協力者講習会等で説明していく内容なのですが、そういった勉強を繰り返し継続していくのが福祉有償運送の団体なのですが、そういうところに参加しないヘルパーさんたち、そこまで情報がなかなか行き届かない場合、運転中も算定してしまうといった事故がときどき起こっています。

そこはその都度事業所がコンプライアンスに基づいて、自分たちでただしていきのですけれども、だんだん、正しいことが分からなくなってしまう事業所があつて、運転中も算定してしまっているらしいとか、乗降に5分もかかっているところに1時間つけているらしいとか、確証はないのですけれども、そういうものは出てきているというのが聞こえてくるのです。相談事業所としては、フレンドランドさんはじめころ楽楽さんに至る12事業所に通所、通学のご支援をお願いするのですけれども、今の件数からみれば、知的障がいの方を120件とか数多くの利用者の方を抱えて、新規の利用については参入がなかなか難しく、相談事業所としても困っているところなのですけれども、意外と使い勝手がいいのが、ここに提出団体として登録していない福祉有償運送と名乗っているらしい、白ナンバーなのに福祉有償運送を名乗っているのかと思うのがときどき走っているのですけれども、そういうものが意外とネットワークがいいのです。私どもの相談支援事業所が依頼すると、1回行政が入ったりして、指導が入っているらしいところで、そういう事業所は相談事業所が頼むと大体断ります。当たり前です。福祉有償運送を申請していないから、やりませんと断りますが、お母さんたちが頼むと、いつの間にか子どもさんが乗っているのです。

やはり、そういうところは行政からしっかりと指導していきたいと。これで議事録に載ってしまいますけれども、私は前から言っているのですが、福祉有償運送の団体ではないところを

教えてほしいと。福祉総務課の皆さんには何回もこの協議会でお願いしているのですが、1回も名簿が出てこないの、ぜひ、そこはやっていただき。そうしないと、福祉有償運送に登録しないで勝手にやったほうが楽だということが多くなって、件数が伸びません。このように煩わしいけれども、しっかりとここで発表し、指摘を受け成長していかなければならないと、ここに今いる団体は考えている次第です。それを行政に求めたいと思います。そのような内容です。

ただ、福祉タクシーさんについては大丈夫ですし、行政に調べていただきたいのは、ぶら下がりというところです。福祉タクシーの事業所であると、福祉有償運送に登録しなくてもぶら下がりの制度でできるということがあるのですけれども、そこについてはもう少し行政でも確認していただいて、いいものはいい、悪いものは悪いとしっかり正していただきたいと思います。

(海藤委員)

今の話に関連するのですけれども、認可も受けなくて、俗にいうもぐりみたいな営業をやっているところの監査というか、それはどこが管轄しているのですか。運輸局なのですか、役所なのですか。そこがはっきりしないと、こうしてみんなが集まってガイドラインに基づいてやっているのに、片やそういうことがあってはとんでもない話で、そこをだれかがきちんと監査するなりきちんとしていけないといけない。今言ったように、届け出た人だけが一生懸命真面目にやっても、いい加減なところがはびこってくれば何の意味もないわけです。

(会 長)

事務局、あるいは高橋さん、そこはどうなのでしょう。

(事務局)

1点だけですけれども、今、遁所さんがおっしゃった、名簿を出してもらうように前から話をしていたという名簿というのは、福祉有償運送を実施団体のということですか。

(会 長)

この団体以外で同じようなことをやっているところという意味ですよ。だから、それはなかなか難しいのかもしれませんが。

(遁所委員)

障がい福祉課に聞けば分かると思います。

(会 長)

福祉有償運送のこの団体以外の調査はどこからやっていただけるのでしょうか。

(事務局)

多分だとは思いますが、例えば障害者総合支援法の指定を受ける際に、通院等乗降介護の指定を受ける際に、青ナンバーをとっていないといけないとか、例えば福祉有償運送の

登録を受けていないといけないとか、そういったことがありますので、そこで指定を受けるときの一つの要件にはなっているかと思います。特に白タクの状態で指定を受けているところについては、それはもちろんしてはいけないことですから、把握というのはとてもできないかと思うのですが、ぶら下がり行為というのが特に問題ではなくて、適法の状態だとは思いますが、そういった事業所が登録を受けている一覧というのは福祉総務課にないです。障がい福祉課が指定を受けていますから、そこに確認すれば、そういった一覧はあるかもしれません。

(遁所委員)

言い方を変えますと、ぶら下がりの事業所については名簿を出していただきたくて、もしかすると、もぐりでやっているらしいというところは、懲罰とかということではなくて、福祉有償運送の団体に登録してくれという指導を行政にやっていただきたいと。社会資源が減ることは、利用者にとってはよくないので、実際に助かっている人もいますので、そこをきちんと整備して、福祉有償運送の団体として登録すれば問題ないわけですので。

(会 長)

今、事務局でおっしゃったように、少なくとも市役所の中で把握しているはずですから、そちらを調査していただくようにお願いします。

高橋さんから何かありますか。

(高橋委員)

今ほどのぶら下がりの事業者さんについて、当然、私どものほう許可をしていますので、その辺の把握というのは当然我々のほうでできている部分があります。先ほどご質問のあった適性診断のお話なのですが、運転手さんの要件につきましては、道路運送法の施行規則の中で言っているとおりなのですが、その中で、平成20年の福祉有償運送のガイドブックの中で留意事項ということで、適性診断を受診しなければならない場合という項目がございまして、運送者が死亡事故、重症事故を起こしたような場合に、自動車事故対策機構の適性診断を実施させて、当然、免許停止などの処分になると思いますので、免許停止の処分が解除された後でなければ、運転をさせてはならないという項目がございまして、それ以外で有償運送の中で適性診断を定期的に受診しなければならないことはありません。

(佐藤委員)

実質的に70歳までを目安と言っていますので、かなりの高年齢になっているのですが、そういったところはどうな考えなのでしょう。法的なものはあるのでしょうか。

(高橋委員)

法的なものはないのですが、当然、年齢が高いからといって運転が危ないということは一概には言えないところだと思いますので、そこは事業所さんなりで、毎年というのとはともかく、2

年又は3年にいっぺんくらい、運転適性を知るために適性診断を受診いただいたほうがよろしいのではないかという感じはします。

(海藤委員)

高橋委員にお聞きしたいのですが、この有償運送の協議会は、国土交通省のほうはみんなが集まるというのなかなか大変で、文書でこういったものやっぺいこうという話があつて、私も何か月前に反対のパブリックコメントを出しました。その後どうなっているのでしょうか。進んでいるのか、どのような現状でしょうか。分かる範囲でお願いします。

(高橋委員)

当然、事務局である新潟市さんのほうにも通知はしてあるのですが、4月10日付で通達の改正がございまして、まさに今回のような、登録を更新するような場合には書面協議でもいいというものにはなりました。

(遁所委員)

書面にしなさいということですか。それとも書面でもいいと。

(高橋委員)

書面協議にすることができるものとするということになりました。条文を読みますと、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、すべての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催にかえて書面の郵送またはもちまわりにより意見の徴収及び議決、議決のところに括弧書きがございまして、道路運送法79条の6の第1項に定める有効期間の更新の登録、まさに今日みたいな更新の手続きをするものに限るとなっているのですが、行うことができるものとする、4月10日付で通達の一部改正はございました。

(海藤委員)

そういうやり方でもいいということだけれども、そういうものを廃止して、文書的にやり取りするというわけではないわけですね。

(高橋委員)

そういうことも可能ですということですよ。

(海藤委員)

やはり回数を減らさない、小委員会を利用しながら、何回かこういった形で集まって、いろいろな問題点もあるわけですから、ただ書面でお互いに確認するのではなかなか難しいと思うのです。

(高橋委員)

そこはおっしゃるとおりで、書面協議ができるからといって、書面協議というのは委員の皆様方の合意が図られたかどうかというのは、書面であっても図られたのでしょうかけれども、海

藤委員が言われるように、集まって、いろいろな意見、私も実は4月に来たばかりなものですから、新潟市さんの支援施策などを把握していなくて申し訳なかったのですが、こういう場でいろいろなご意見をお聞かせいただければと思っています。

(会 長)

ほかにご意見は。

(和泉委員)

非常にいい話の後で皆さんにお聞きしたいことがあるのですが、各法人の方にお聞きしたいのですが、皆様それぞれ、一番小さいのは3人乗りくらいでしょうか。そこから7人、8人乗りという大きなものまで使ってサービスされていると思うのですが、その際に、一度に二人とか3人とかお乗せする場合がありますでしょうか。もしそういうことがあるところは手を挙げていただきたいと思います。その場合に、利用料金はどのようにいただいていますでしょうか。例えばお一人200円だったとすると、お二人だったら二人分の400円もらっているという方はいらっしゃいますか。いらっしゃらなければけっこうなのです。乗合いではなくて相乗りですから、割り勘ということになりますから。もし、200円を、二人お乗せしたので400円いただいているというところがあれば、直していただきたいと思います。

(阿部委員)

一つ確認させてください。先ほど遁所さんがおっしゃた移動支援に関して、市のほうから徹底していない部分はまだあるということですね。

(遁所委員)

徹底していないという言い方ではないのですが、行政の方はお忙しくて、人が足りなくて手が回らないというのが現状だと思います。

(阿部委員)

障害者支援法が変わって、特に移動支援に関して徹底してもらわないと困る部分が多いですね。

(遁所委員)

各事業所のコンプライアンスで、社会福祉法人、あるいは福祉の法人はしっかりと重視しているというところを信じるしかないですね。

(阿部委員)

もう一度市のほうに、そういう点で徹底していただくような申し入れも必要ではないでしょうか。

(遁所委員)

どこが申し入れするのか分からないのですが。

(阿部委員)

市の担当は障がい福祉課ですか。

(遁所委員)

移動支援については障がい福祉課だと思います。ここは私は分からないのですけれども、障がい福祉課さんは福祉ですし、道路に関するところはまた違いますし、例えば監査などが入っても、縦割りですので分かりません。そこは各法人が法令を遵守しているかどうかという良心に基づくとと思います。

(阿部委員)

その辺が行政の縦割りの面倒なところというか。

(遁所委員)

個人というよりも法人なので、そこはしっかりやっているということが基本だと思います。だけれども、そういう信用をなくすようなことを法人がしては困ると。みんな一緒に見られてしまいますから。ここの福祉有償運送もずるくやっているんだと言われるのは、それは問題だと思います。

(会 長)

この協議会でそういう指摘があったわけですから、福祉総務課から障がい福祉課なりに問い合わせさせていただいて、この協議会に何らかの報告をしていただくことをお願いしたいのですけれども、それはよろしいですね。

(遁所委員)

私が希望するのは、ぶら下がりの事業所なら、それはそれで名簿として出していただきたい。そうでないと、私ども自身分かりません。福祉有償運送だと思ったらぶら下がりだったなということで安心しますし。

(会 長)

ぶら下がりというものはどういうものですか。

(高橋委員)

ぶら下がりの説明は難しいのですが、訪問介護事業所又は居宅介護事業所の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー会社さんや事業所さん）の下について（契約に基づき）介護給付を受けている方を輸送する事業です。従業員の持ち込み車両など、白いナンバーの自家用車を使用します。私どものほうへの許可が必要になります。その名簿はこの場にお出しできるかどうかというのはこの場で回答できないのですが、ぶら下がりの所管は私ども運輸支局でやっております。

(遁所委員)

といいますのは、社会資源をつぶすのではなくて、実際に知らないでやっていたら、それは白ナンバーなのだから、福祉有償運送の団体として登録しましょうと。しっかりとルールを勉

強していただき、利用者のためにやってくださいということを行行政からやっていただきたいと。啓発は知りませんが、社会資源がつぶれるのは利用者にとっては困ります。

ぶら下がりについてというのが問題になったのは、福祉有償運送の団体が社会福祉協議会さんたちと協力して、運転協力者講習会をするわけです。それは基本的には福祉有償運送の団体が手弁当で、自分たちの車両を出してやるわけです。この6月8日、9日も行いますが、そのときにぶら下がりと言われる人たちも参加して、運転協力者の資格を取ると、福祉タクシーの下で白ナンバーでやれるのです。それを運転協力者でとるのなら別にいいのですけれども、その後、先ほど申し上げた、福祉のことを知らないで違法なことをやられると、私たちが今までやってきた信用をなくしてしまうのは困るということで、ぶら下がりの団体を出していただき、福祉有償運送の団体でルールを勉強しに来てください、勉強会に参加してくださいという呼びかけのきっかけにしたいということが目的です。社会資源を増やしていくということも願います。

(海藤委員)

白タク行為になれば、当然、道路法に抵触するはずですから、これは運輸局がここに参画している以上は、その実体はきちんと知って、指導して、それで是正できないのであれば、処罰の対象にするようにしないと、何回も言うように、一生懸命やっている人がばかを見るということになりますね。

(高橋委員)

公平性を欠く部分がありますから。

(会 長)

そういう意味では、高橋さんのほうと福祉総務課に宿題が出ましたので、よろしく願いいたします。

(事務局)

今ほどの意見につきまして、運輸支局さんのほうと私どもで話をさせてもらうことと、移動支援に関しては障がい福祉課とも話をさせてもらって、次回、何かしら報告したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会 長)

それでは、ここまでのところでよろしいでしょうか。

その他という議題がございますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局からは特にありません。

(会 長)

では、閉会に向け、今後の予定をご説明願います。

(事務局)

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様からいただきました多数の貴重なご意見につきましては、今後の協議会に反映させていただきたいと思えます。今後ともよろしく申し上げます。

本日の資料につきましては、個人情報が含まれている部分がありますので、持ち帰らずにそのまま机の上に置いていってくださいますようお願いいたします。

今後の協議会の日程についてなのですが、今年度、更新申請を予定している団体はいらっしゃいません。千草の舎さんで今年度更新はおしまいです。新規の問い合わせを数件いただいていますので、もし新規の協議依頼がありましたら、後日、事前に日程調整を行いますので、改めて会議の開催をご案内しますので、よろしく申し上げます。特に新規申請などがなければ、今回のような実績報告に基づく定期の協議会を12月に開催する予定ですので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の協議会を閉会とさせていただきます。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。